

## 被扶養者認定における株式等の譲渡収入がある場合の取扱いについて

当組合における被扶養者又は認定対象者（被扶養者としての届出に係る者。以下同じ。）に株式等の譲渡収入がある場合の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

### 1. 株式等の譲渡収入とは

対象となる収入は、株式、投資信託、債券（国債、地方債、外債等）、外国為替証拠金取引（FX）、先物取引、暗号資産、NISA等（以下、あわせて「株式等」という。）の資産運用にかかるもので恒常的収入がある（見込まれる）ものが対象です。

### 2. 株式等の譲渡収入の考え方

株式等の譲渡収入については、「取得費」及び「売却手数料」をその収入を得るために直接必要と認められる経費とし、譲渡による収入金額から「取得費」及び「売却手数料」を控除した金額とします。

※ 株式等の譲渡収入＝譲渡による収入金額－取得費（取得価額）－売却手数料

### 3. 保有している株式等を一度に全て譲渡した場合の取扱い

1年間（1月から12月まで）で全ての株式等を譲渡した場合は、一時的な収入とみなし、譲渡した日以降は株式等の譲渡収入がないものとして取り扱います。

### 4. 株式等の譲渡収入がマイナスとなった場合の取扱い

株式等の譲渡収入がマイナスとなった場合については、収入は0円として取り扱います（他の収入と合算するときも同様の取扱いとなります）。

なお、繰越損失金の取扱いについては、当年よりも前の損金であるため考慮しません。あくまで当年の譲渡収入で判断します。

### 5. 複数の金融機関等（口座）で株式等投資を行っている場合の取扱い

#### （1）全ての金融機関等（口座）で利益又は損益が出ている場合

全ての金融機関等（口座）で利益となった場合の収入は、全ての金融機関等（口座）の利益を合算します。

また、全ての金融機関等（口座）で損益となった場合の収入は、0円として取り扱います。

#### （2）金融機関等（口座）によって利益と損失が混在している場合

確定申告を行っている場合は、損益通算後の確定申告書等に記載の金額を収入とし、マイナスとなった場合については、収入は0円として取り扱います（上記4のとおり）。

確定申告を行っていない場合は、利益と損失の合算は行わず、金融機関等（口座）ごとに利益はそのままの金額を利益、損失は0円として取り扱います。

例) A 証券 30 万円 (利益)、B 証券 -20 万円 (損失) で確定申告を行っていない場合

収入の計算 : A 証券 30 万円 + B 証券 0 円 = 30 万円 (収入)

## 6. 配当金の取扱い

株式等を保有している場合の配当金は、被扶養者又は認定対象者の収入に含めます。

## 7. 収入確認対象期間

原則、1月1日～12月31日の1年間

※ 既に認定されている被扶養者の場合は、株式等の譲渡収入を含む収入が基準額である年額 130 万円以上 (障害年金受給者又は 60 歳以上の者は 180 万円以上、その年の 12 月 31 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の者 (組合員の配偶者を除く) は 150 万円以上) であった場合、**前年の**1月1日より被扶養者の要件を欠くこととなります。

例) 令和 8 年の確定申告で令和 7 年の収入が基準額以上であることが判明した場合の減員の事実発生日 (減員日) は、令和 7 年 1 月 1 日になります。

## 8. 株式等の収入確認書類について

被扶養者又は認定対象者に株式等の譲渡収入がある場合の確認書類は、次の書類となりますので、所属所 (市長部局にあっては総務事務センター。以下同じ。) へ提出してください。

確定申告を行っている方	確定申告前又は確定申告を行っていない方
<ul style="list-style-type: none"><li>課税 (所得) 証明書 (原本)</li><li>確定申告書一式の写し (収支内訳書等含む)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>課税 (所得) 証明書 (原本)</li><li>年間取引報告書の写し (1 年間の取引のわかるもの)</li></ul>

\* 個々の状況によっては、上記以外の収入確認書類を求めることがあります。

## 9. 株式等の譲渡収入がある方の被扶養者認定又は減員となる事実発生日

その年の 1 月 1 日を事実発生日 (認定日又は減員日) とし、認定又は減員しようとする前年の収入 (株式等の譲渡収入だけでなく、給与収入や年金収入等すべて) により認定又は減員の可否を判断します。

また、組合員が新規採用者の場合で、組合員の資格取得日と同日に被扶養者になりたい場合は、組合員の資格取得日を事実発生日として届出をしてください。

※被扶養者認定の場合は、事実発生日から 30 日以内に被扶養者申告書及び添付資料の届出が必要です。**30 日を過ぎた場合は、全ての書類が所属所に揃った日が資格取得日になります。**